

第3章 全体構想

3-1 まちづくりの方向性

(1) 地域の位置づけ・役割と地域間交流のあり方

①地域の位置づけ・役割

新見市は、岡山県の最北西端に位置し、地理的にみると、隣接する広島県庄原市や鳥取県日野郡から岡山県への玄関口となります。市域内には、中国自動車道が市の中央を東西に走るほか、JR3路線（伯備線、芸備線、姫新線）が市の中央部で連結するなど交通ポテンシャルが高く、岡山県北西部の陸上交通の結節点に位置づけられます。

本市では豊かな自然資源に恵まれ、北部地域においては美しい森林と温泉を活用した滞在型施設とアウトドアの推進、南部地域ではカルスト台地を活かした観光振興が行われています。また、本市では、野菜果樹の生産など農業が盛んであり、千屋牛、ニューピオーネ、白桃、桃太郎トマトなどの農産物が名産品となっています。

さらに、本市の歴史を見ると、中世の時代、京都東寺の荘園（新見庄）として栄えたほか、中心部では江戸時代には旧新見藩の御殿町として栄え、まちなかには、藩校・思誠館跡、家老屋敷、高瀬舟の船着き場、鉄問屋・津国屋の土蔵、明治の呉服商・太池邸、明治から昭和にかけての料亭・松葉などのある三味線横丁などが残り、繁栄の歴史を伝えています。

- (1) 広島県や鳥取県から岡山県への玄関口
- (2) 交通ポテンシャルが高い県北西部の陸上交通の結節点
- (3) 豊かな自然資源に恵まれた観光地
- (4) 千屋牛、ニューピオーネなど農産物の名産地
- (5) 江戸時代から明治、昭和初期の面影を残す歴史遺産地

②地域間交流のあり方

【広域連携】：交通基盤の利便性を活かした周辺都市との連携・交流の強化

本市では、就業者数の約1割が市域外に流出し、市域外からも同程度の流入者がみられるなど、周辺市町との社会的結びつきが強くなっている。今後は、既存サービスエリアのスマートIC化など高速道路の有効活用により、さらに周辺市町との結びつきが強まることが予想されます。

今後は、高速道路や鉄道網など本市における交通基盤の利便性を活かし、様々な分野において、まちの魅力を高めつつ、県内外の周辺都市との連携・交流を強化し、相互の都市発展を目指していく必要があります。

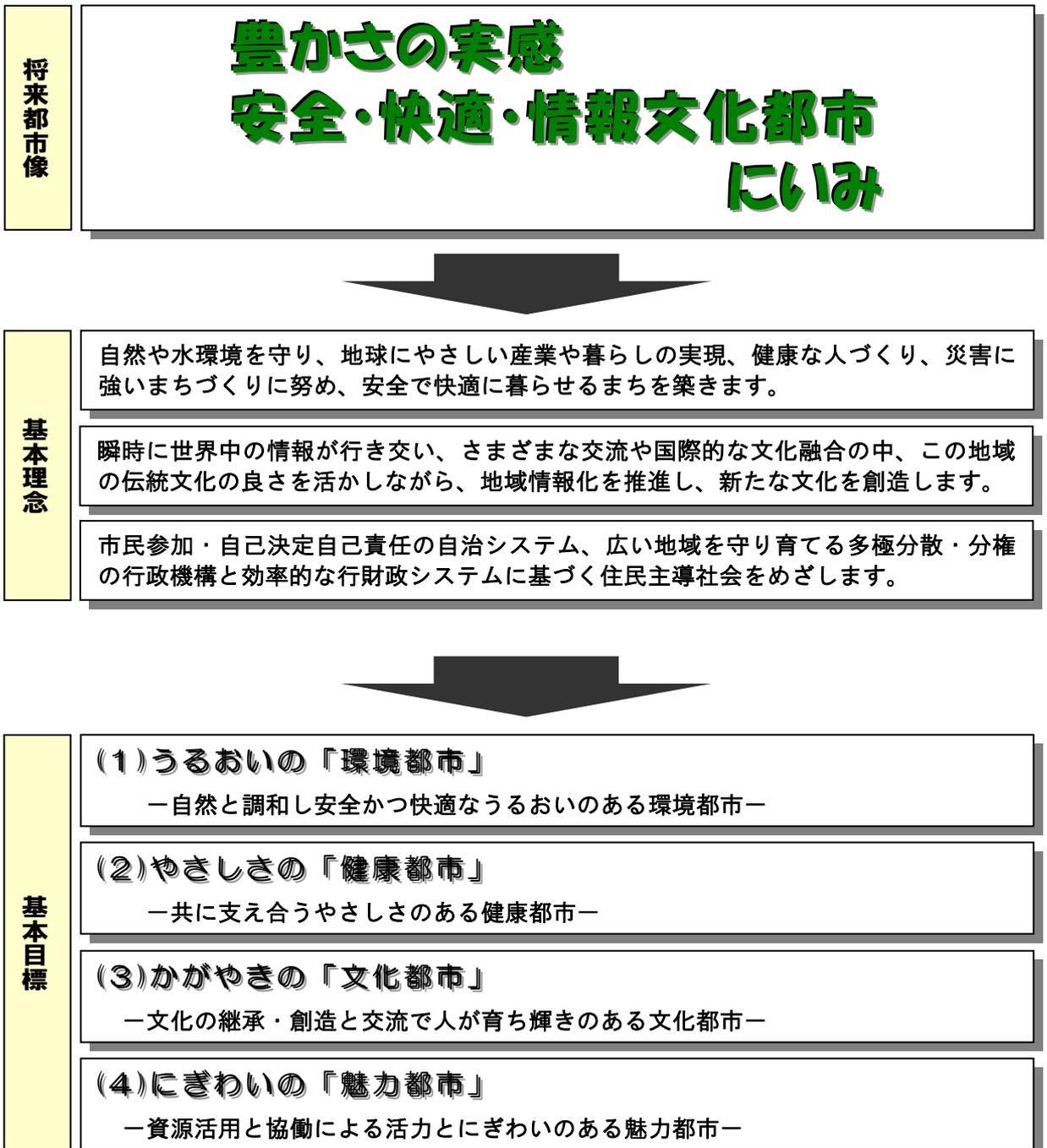
【地域連携】：地域の自立的発展と地域間のヒト・モノ・情報のネットワーク強化

合併により広域化した本市では、各支局を中心とした日常生活圏において、日常生活の利便性低下が懸念されていますが、今後は地域が孤立しないように、都市基盤整備や行政サービスを強化するとともに、個性的な地域資源を活かしながら、それぞれの地域が自立的に発展していく必要があります。

また、新見市としての一体感やにぎわいを創出していくためには、ヒト・モノ・情報の地域間交流を強化し、資源のネットワーク化を図ることにより、地域の活性化と新たな魅力を創出していく必要があります。

(2) まちづくりの目標

都市づくりの前提となる「まちづくりの目標」は、平成18年3月に市がまとめた「新見市総合振興計画」に次のようにまとめられています。

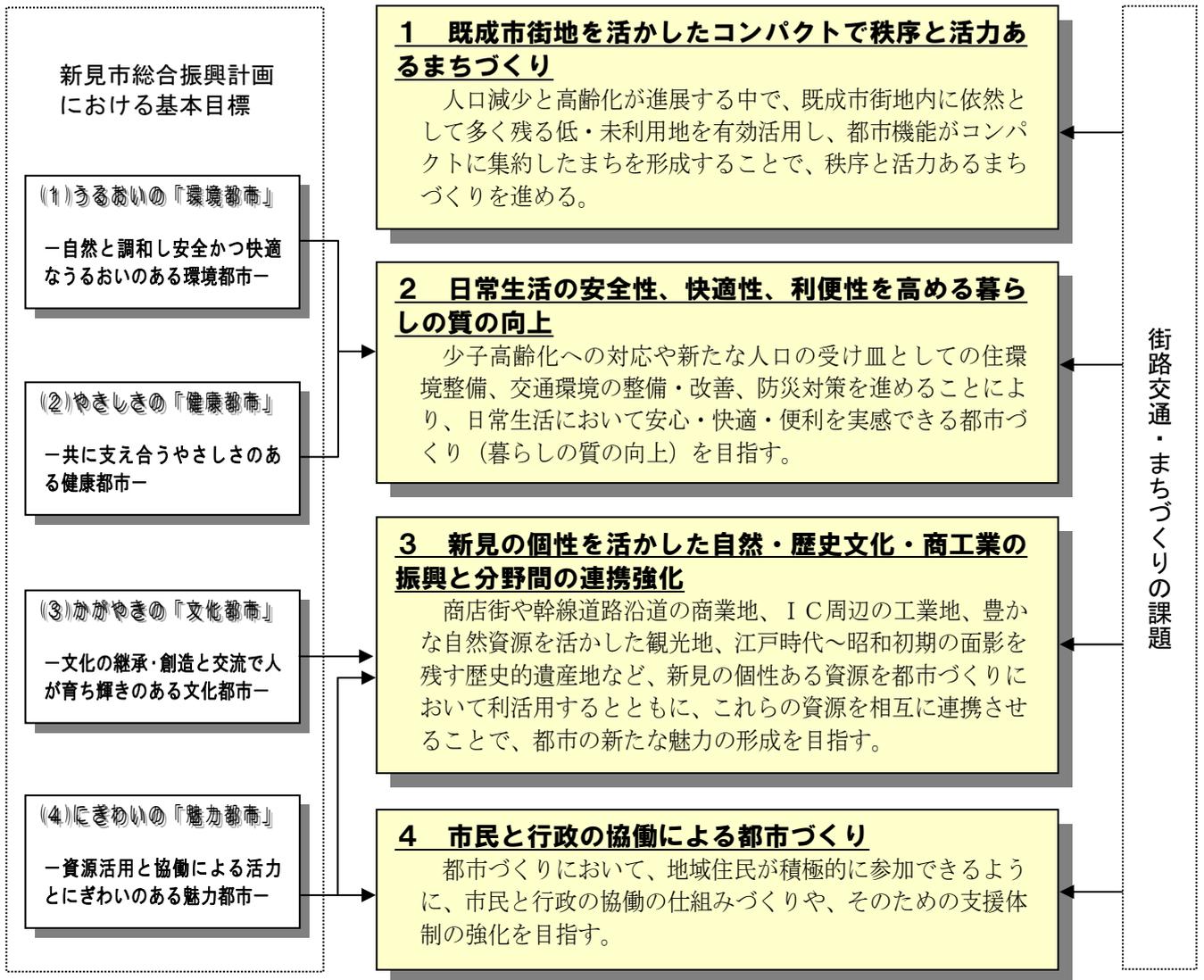


次項では、上記の「まちづくりの目標」の内容を踏まえ、「都市づくりの理念と将来像」の設定を行います。

(3) 都市づくりの理念と将来像

街路交通・まちづくりの課題、及び上位・関連計画にみる市の位置づけと将来の方向性を踏まえ、都市づくりの理念と将来像を以下のとおり設定します。

<都市づくりの理念>



<都市づくりの将来像>

豊かさの実感「自然・歴史文化・商工業」交流都市・にいみ

～秩序と活力あるまちづくり、暮らしの質の向上、市民参画の充実を目指して～

(4) 都市づくりの基本方針

前述した「街路交通・まちづくりの課題」及び「都市づくりの理念と将来像」から、「都市づくりの基本方針」を次のように定め、各分野別の方針（土地利用の方針、交通施設の方針など）へ展開する上での施策の方針とします。

1 既成市街地を活かしたコンパクトで秩序と活力あるまちづくり

- 人口減少と高齢化に対応したコンパクトなまちづくり
- 無秩序な土地利用の抑制と土地利用の整序化
- 市の個性を活かした既成市街地における都市機能の充実と新たな活力の創造

2 日常生活の安全性、快適性、利便性を高める暮らしの質の向上

- 日常生活の利便性と景観・防災面に配慮した道路網の整備
- 交通弱者等の移動を支える公共交通の整備・充実
- 高齢者・障害者や若者等に配慮した魅力ある住宅供給と良好な住環境整備による定住化の促進
- バリアフリーや防災性の視点を考慮した都市施設の維持・更新
- 総合的な防災対策の推進

3 市の個性を活かした自然・商工業・歴史文化の振興と分野間の連携強化

- 豊かな自然資源の保全と利活用
- 企業誘致の促進を図る工業拠点地区の形成
- 多様な商業形態とそのネットワークによるにぎわいの創出
- 自然・商工業・歴史文化の観光ネットワーク形成と交流拠点の整備

4 市民と行政の協働による都市づくり

- 市民と行政の協働の仕組みづくりと支援体制の強化

(5) 将来フレームの設定

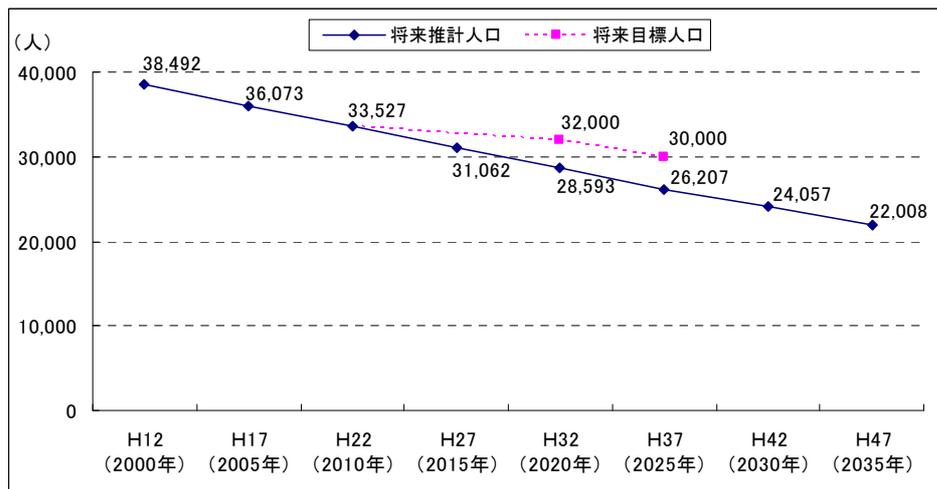
①人口フレーム

本市の人口は、平成2年以降減少を続け、平成22年国勢調査では33,870人となっています。また、人口問題研究所による人口推計（コーホート変化率法[※]）によれば、平成32年（2020年）には28,593人、平成42年（2030年）には24,057人まで人口が減少します。

しかしながら、今後は「新見市総合振興計画」を基本として、将来の本市の発展方向を総合的に勘案し、保健・医療・福祉に関する施策の充実、子育て支援の展開、企業誘致による就業の場の確保、魅力ある定住・交流基盤の整備等を積極的に進め、平成37年の総人口の目標を30,000人に設定します。

※コーホート変化率法……基準年の性・年齢別人口（コーホート）をもとに、変化の要因（出生率、生残率、社会移動率等）を考慮して、次の年の性・年齢別人口を推計し、この繰り返しによって将来の人口を推計していく方法のこと。

◆13年後（平成37年）の新見市全体の人口は、**30,000人**



注) H17年【最新】を基準年とした推計データ、H22年以降は推計値

表 人口問題研究所による将来推計人口と将来目標人口

②市街化フレーム

新見都市計画区域は人口約1.3万人の小規模な都市であり、近年では人口減少が続き、将来的にも人口の減少が予測されています。

商品販売額や工業出荷額は増加傾向を示しているものの、県営新見工業団地が整備されていることや、用途地域内には低・未利用地が残存していることから、工業系や商業系の新たな土地需要は小さいと予測され、計画的な都市基盤整備により定住人口や産業機能を既存用途地域内に誘導し、市街地の拡大は行わないこととします。

また、既成市街地の集積度や人口密度が低く、市街地内の開発余地は比較的確保されていることや、産業系の土地需要が小さいことなどから、用途地域外への急激な市街化の進行は見込まれないものと判断される一方、用途地域外では、農用地区域をはじめ他法令により、自然環境に重点を置く土地利用規制がなされていることにより、一定規模以上の開発行為等は制限されていることから、本都市計画区域では新たな区域区分を定めないこととします。

3-2 将来の都市構造

現状の都市構造と、都市づくりの理念と将来像、及び基本方針を踏まえ、本市における「将来都市構造」をゾーン、拠点、軸（ネットワーク）の視点から、以下のように設定します。

（1）ゾーン

●市街地ゾーン

- ・幹線道路沿道や河川沿いの平地部は、「市街地ゾーン」として位置づけ、各種拠点を配置し、都市機能を高めます。

●自然環境ゾーン

- ・山林を中心とした地域は、「自然環境ゾーン」として位置づけ、計画的な自然環境の保全を図るとともに、特色ある資源や自然環境を有する地区では、観光・レクリエーション拠点としての整備を図ります。

（2）拠点

●市の中心

- ・JR新見駅周辺は、市の中心として、魅力と活力ある市街地形成に努めます。

●都市拠点

- ・市役所周辺では、市民に多様な公共サービスが提供できる公益施設や業務施設等の積極的な集積を図ります。
- ・正田地区周辺は、大規模商業施設や公園緑地、住宅地等が複合する都市拠点として位置づけ、魅力ある市街地形成に努めます。
- ・幹線道路沿道やその他の既成市街地については、商業機能を中心として、住民に利用される身近な都市機能の集積を図ります。

●産業拠点

- ・新見インターチェンジ周辺における工業地や既存の工業地等を産業拠点として位置づけ、産業機能の充実を図ります。

●観光・レクリエーション拠点

- ・城山公園の周辺エリアでは、拠点である御殿町センターを中心として、新見市の歴史や伝統・文化にふれる新たな観光地としての形成を図ります。併せて、中央商店街との一体的な連携を強化し、観光と結びついた商業地としての発展を図ります。
- ・新見美術館を中心としたエリアでは、観光の拠点地区として、また市民文化や伝統を発展させる文化地区として形成します。新見駅前とも連携を図り、相互間ネットワーク化を進めます。
- ・新見市民公園、城山公園、新見市憩いとふれあいの公園、健康増進施設（げんき広場にいみ）、新見市防災公園は、広域のレクリエーション拠点としての機能の充実と活用の促進を図ります。

(3) 軸（ネットワーク）

●国土連携軸

- ・本区域と京阪神方面、広島方面とを結ぶ中国自動車道を国土連携軸として位置づけ、各方面との連携強化を図ります。

●都市間連携軸

- ・各拠点を結ぶ国道・県道を都市間連携軸として位置づけ、本区域内及び隣接市町村との連携強化を図るとともに、国土連携軸へのアクセス強化を図ります。

●水辺軸

- ・市街地内部を貫く高梁川は、都市拠点やレクリエーション拠点等をネットワークする水辺軸として位置づけ、水と自然に触れ合う場としての充実に努めます。

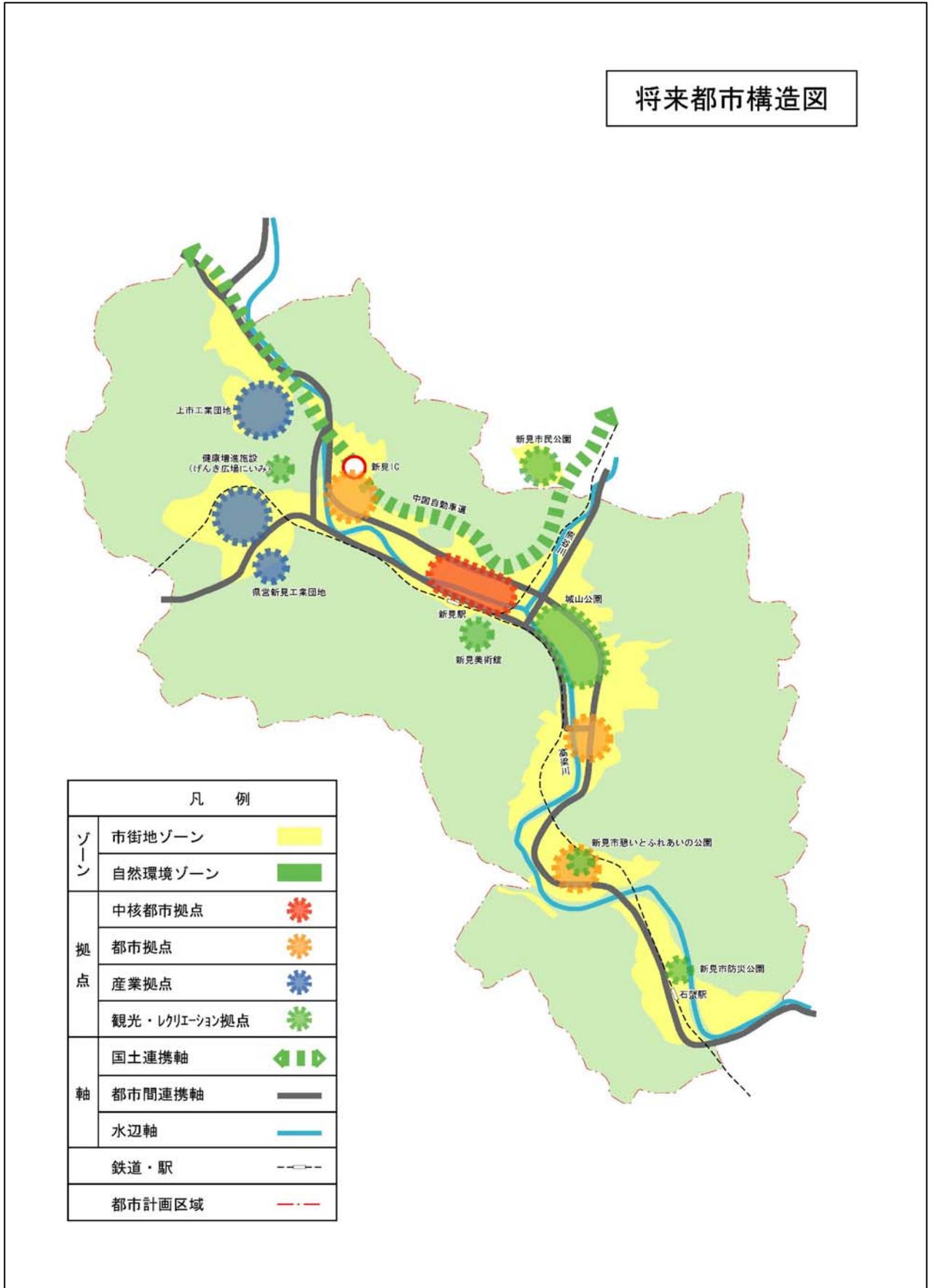


図 3-2-1 将来都市構造図

3-3 土地利用の方針

(1) 土地利用の基本的な考え方

本市では近年、人口減少及び少子高齢化が進展しており、今後もこの傾向が一層進展するものと思われます。一方で、都市計画区域内（用途地域内）には、依然として低・未利用地が多く残っており、人口減少・少子高齢化が進行する現状を踏まえると、今後は市街地部を拡大するのではなく、既成市街地内に都市機能をコンパクトに集約させ、子供や高齢者をはじめ、すべての市民が暮らしやすいまちづくりを進めていく必要があります。

このことから、土地利用の配置についても、拠点性をより高め、より多くの人々が利用しやすい場所に公共性の高い施設や商業地・住宅地を誘導していくこととします。

また、市街地内に残る農地は、貴重な自然資源として保全を図るとともに、周辺集落では低密度な低層住宅地を維持します。さらに、緑豊かな山林や美しい河川などの自然環境は、積極的な保全を図るとともに、地域住民と自然のふれあいの場としての利活用を図っていきます。

(2) 土地利用の配置方針

●商業・業務地

- ・市の中心としての役割を果たすために、商業機能や交流機能の集積した新見駅周辺を中心商業業務地として位置づけ、土地の有効利用促進と都市基盤施設の整備により、利便性の向上を図ります。
- ・旧来からの商店街については、住宅地の日常の購買需要を賄う商業地を配置します。
- ・国道180号沿道は、自動車による利用利便性の向上を図る沿道型商業地を配置します。

●工業地

- ・新見インターチェンジ周辺及び上市周辺を位置づけ、環境面に配慮した工業地として育成します。

●専用住宅地

- ・郊外に配置する住宅地は、都市基盤整備が図られ、かつ土地利用の適正な誘導が図られる利便性に富む専用住宅地を形成します。

●一般住宅地

- ・既成市街地内の住宅地については、中高層を含む比較的高密度の土地利用を促進するとともに、都市施設の整備など住環境の整備・保全に努め、今後も住宅地として誘導します。
- ・既成市街地の周辺部に配置する住宅地は、中低層を含む比較的低密度の土地利用を促進するとともに、地区計画等の活用により、良好な住環境を有する住宅地として形成を図ります。

●農地

- ・優良農地や営農意欲の高い農地は現況の土地利用を保全します。

●レクリエーション地

- ・城山公園の周辺エリアでは、近世・江戸期の歴史的遺産を活用した町並み復元とその拠点である御殿町センターを中心として、新見市の歴史や伝統・文化にふれる新たな観光地としての形成を図ります。併せて、中央商店街との一体的な連携を強化し、観光と結びついた商業地としての発展を図ります。
- ・新見美術館を中心としたエリアでは、観光の拠点地区として、また、市民文化や伝統を発展させる文化地区として形成します。
- ・新見市民公園、城山公園、憩いとふれあいの公園、新見市防災公園、健康増進施設（げんき広場にいみ）は、広域のレクリエーション拠点としての機能の充実と活用を促進を図ります。

●山林

- ・優れた自然の風景を有する市街地周辺の、良好な樹林地、寺社、文化財・遺跡等については、都市的開発を抑制し、現在の土地利用を維持していきます。そのなかで特に、必要な部分については、公園緑地、風致地区等の都市計画を定め、積極的に整備、保全を図ります。
- ・砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域等については、災害防止上、市街化の抑制を図ります。

●その他

- ・都市計画上、計画的な市街地整備の検討を行うことが必要な地区については、その整備の見通しが明らかになった段階で、関係機関との調整を行い、用途地域等の指定を行っていきます。
- ・主要な幹線道路の沿道における郊外型沿道サービス施設の立地については、周辺の土地利用との調和を図っていきます。その際、必要に応じ地区計画制度、特定用途制限地域等による適切な誘導を行います。

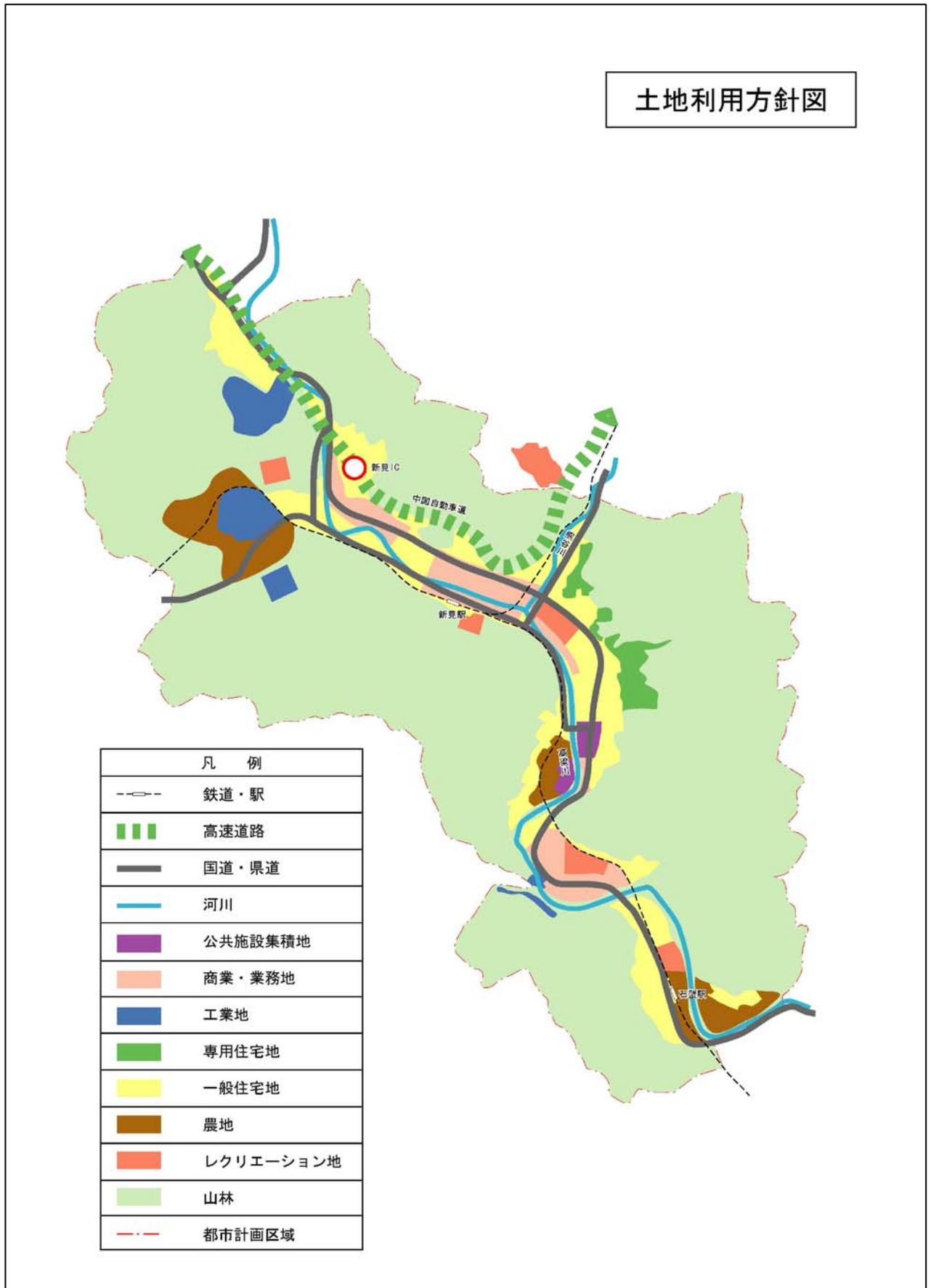


図 3-3-1 土地利用方針図

3-4 都市施設の整備方針

3-4-1 交通施設の整備方針

(1) 交通施設整備の基本的な考え方

本区域の交通体系は、中国自動車道が区域の北部を東西に走るほか、JR3路線（伯備線、芸備線、姫新線）が区域の中央部付近で連結するなど交通ポテンシャルが高く、岡山県北西部の陸上交通の結節点に位置づけられます。

道路整備については、広域交通網は比較的充実している一方で、日常生活の安全性や快適性、利便性を高めるための地域内道路の整備はあまり進んでおらず、都市計画道路の見直しも含めて、早期にネットワークの充実を図る必要があります。

公共交通は、JR路線等の基盤整備は充実している一方で、利用者数の減少が著しいことから運行本数が少なく、利便性が低い状況にあります。交通弱者にとって公共交通は長距離移動の唯一の移動手段であり、新たな公共交通体系の検討も含めて、利便性の向上を図っていく必要があります。

また、近年の社会情勢を踏まえると、景観面やバリアフリーの視点を考慮して、交通政策を進めていく必要があります。

(2) 交通施設の整備方針

1) 交通ネットワークの形成方針

- ・ 中心市街地の主要幹線道路である国道180号は、現在、南北の通過交通道路であるとともに生活道路としての役割も担っており、朝夕の混雑等でみられるように主要幹線道路としての機能が十分に果たされていない。従って、新たな南北幹線道路の整備を推進して、相互に機能分担を図り、南北交通の機能強化を図ります。
- ・ 新たな南北幹線道路は、入口のはりつきが進んでいる高梁川右岸側において整備を推進し、県営新見工業団地への企業誘致等による就業者の増加と定住人口の増加に対応させていくものとします。併せて、この新南北幹線道路は、大地震等の異常災害時において住民の安全な避難と円滑な救援活動を確保するための防災幹線道路としても整備を推進します。
- ・ また、右岸と左岸のアクセス機能を高めるため、両岸を結ぶ幹線道路や補助幹線道路の整備を図ります。

2) 道路の整備方針

●都市計画道路

- ・ 現決定路線の未整備部分の見直し検討および改良整備を推進するとともに、良好な市街地の形成や土地利用の促進を図る幹線道路およびアクセス道路の確保をめざし路線等の見直しを行います。

新規の都市計画路線として、新金谷橋西側から南進し国道180号御崎につなぐ路線、新見勝山線竜頭から（都）駅前通（県道新見停車場線）への路線についても検討を行います。

●国・県道（都市計画区域）

- ・国・県道は幹線道路として経済活動や日常生活に欠かすことのできない重要な役割を果たしており、改良整備を国・県等に要請します。国道180号は、市役所前交差点～御崎間と石蟹地区について改良整備（歩道拡幅等）を要請します。主要地方道新見勝山線と新見日南線は改良整備等を要請します。

●市道

- ・幹線道路間をスムーズに連絡し、生活道路として地域に密着するよう、地域の振興・活性化に資する道路整備を進めます。

●道路整備の新たな方向性

- ・道路整備に際しては、従来の機能性、経済性のみを迫及した整備にかわり、景観や生活環境など地域と調和した整備や歴史・文化を活かした整備、自然の生態系保護や環境デザインに配慮した整備に努めます。

3) 高齢者・障害者に配慮した歩行者空間の整備方針

- ・道路整備に際しては、高齢者や障害者に配慮した十分な幅員をもつ歩行者空間（歩道等）の確保を図るとともに、歩道と車道との段差の解消や通行の連続性を確保するなど、高齢者・障害者が安全で自由に移動できる歩行者空間の整備に努めます。

4) 駅前広場の整備方針

- ・新見駅前については、新見駅前土地区画整理事業（平成元年事業決定）の中で駅前広場を整備しており、今後、交流人口拡大に対応したターミナル機能を高めるよう、整備を検討します。
- ・石蟹駅前については、今後の工場進出計画及び新見市防災公園をいかして、必要に応じて計画的な駅前整備を図ります。

5) 駐車場の整備方針

- ・歴史的遺産の活用に伴う観光流入に対処するため、城山周辺に駐車場の計画を検討します。

6) 公共交通機関

- ・交流人口の拡大を図るため、JR伯備線については全線複線化、新幹線構想の実現化について沿線自治体と協力し、JRに要望していきます。
- ・姫新線・芸備線については、真庭市・津山市および岡山県と一体となって列車運行の改善や施設整備などを図る運動を展開します。
- ・中国自動車道経由の高速バスについては、今後は広島方面からの運行路線についても、

相互乗り入れにより利用できるよう関係機関に要請します。

- ・路線バスについては、利便性の向上と観光客の対応を検討します。
- ・市営バスについては、公共交通会議等により、デマンド交通の導入などを含めた市内バス路線再編について検討を重ねているところであり、必要に応じて車輛更新等も検討します。
- ・市街地を運行する市街地循環バスの更なる利便性向上を図ります。
- ・時代のニーズに対応したヘリポートの建設についても検討します。

3-4-2 公園・緑地の整備方針

(1) 公園・緑地整備の基本的な考え方

公園は、都市における美観を形成し、子供たちの安全な遊び場、市民の憩いの場として重要な施設であるとともに、災害時において避難地や延焼防火帯として重要な役割を果たすものです。また、高齢者等の利用に充分配慮した整備を行うとともに、高齢者の健康および快適な生活を支える必要もあります。

今後は老朽化やバリアフリー化に対応した維持管理に努めます。

また、公共施設の建設に際しては、緑化スペースを確保するなど、市街地緑化の模範となるような緑化を図ります。

(2) 公園・緑地の整備方針

- ・既存の都市公園については、老朽化やバリアフリー化に対応した適切な維持管理に努めるとともに防災機能の充実を図ります。
- ・また、市街地には神社や寺が数多く存在しているので、身近な憩いの場、児童の野外活動の場として神社、寺の利用への協力を求めます。
- ・なお、新見市街地及びその周辺は、公園以外にも川や山など多くの緑地に恵まれている。このため、安易な開発や画一的整備を行うのではなく、自然生態系の保全に留意し、環境や景観に配慮した整備等に取り組むことにより、豊かな緑地の保全に努めます。

3-4-3 河川・下水道の整備方針

(1) 河川整備の基本的な考え方

良好な環境を都市に提供してくれる河川については、近年特にアメニティ性とエコロジ一性の実現が求められるようになり、そのための親水空間や散策路等の整備の充実を図ります。

護岸整備においては、親水護岸や生態系保護型護岸等の積極的な採用を図り、水辺空間としてのゆとり・近づきやすさ・安全性・生態系の保護などを進めていきます。

さらに景観面でも十分な配慮を施し、都市景観のシルエットの眺望や親水公園との空間的な一体化に留意するなど、すぐれた河川景観の形成を図ります。

(2) 河川の整備方針

- ・親水公園を適正に維持します。
- ・河川改修については、高梁川本流の改修を進めます。特に、市街地の熊谷川合流地点から正田橋までの区間は、計画流量に対する現況流下能力が低いので、その区間の改修工事を促進します。護岸整備においては、現状の自然に対し十分配慮して整備を行います。特に、御殿町センター周辺においては、自然石の石積みを活かした環境護岸の整備に努めます。
- ・河川の親水機能を持たせるのに必要な水量の確保について検討するとともに、快適な環境形成に努めます。
- ・治水砂防については、危険個所を調査し、急傾斜地崩壊対策工事、地滑り防止工事等を実施し、土砂災害の防止を図ります。また、ダムを中心とした施設の充実はもとより、災害から人命と財産を守る土石流対策に努めます。
- ・低水護岸の勾配を緩やかにし、高水敷と低水敷間のアプローチを容易にすることで、水辺への近づきやすさを確保します。また、水性生物や水性植物などの成育や保護を図るために、ホタル保全護岸等の生態系保護型護岸の整備に努めます。

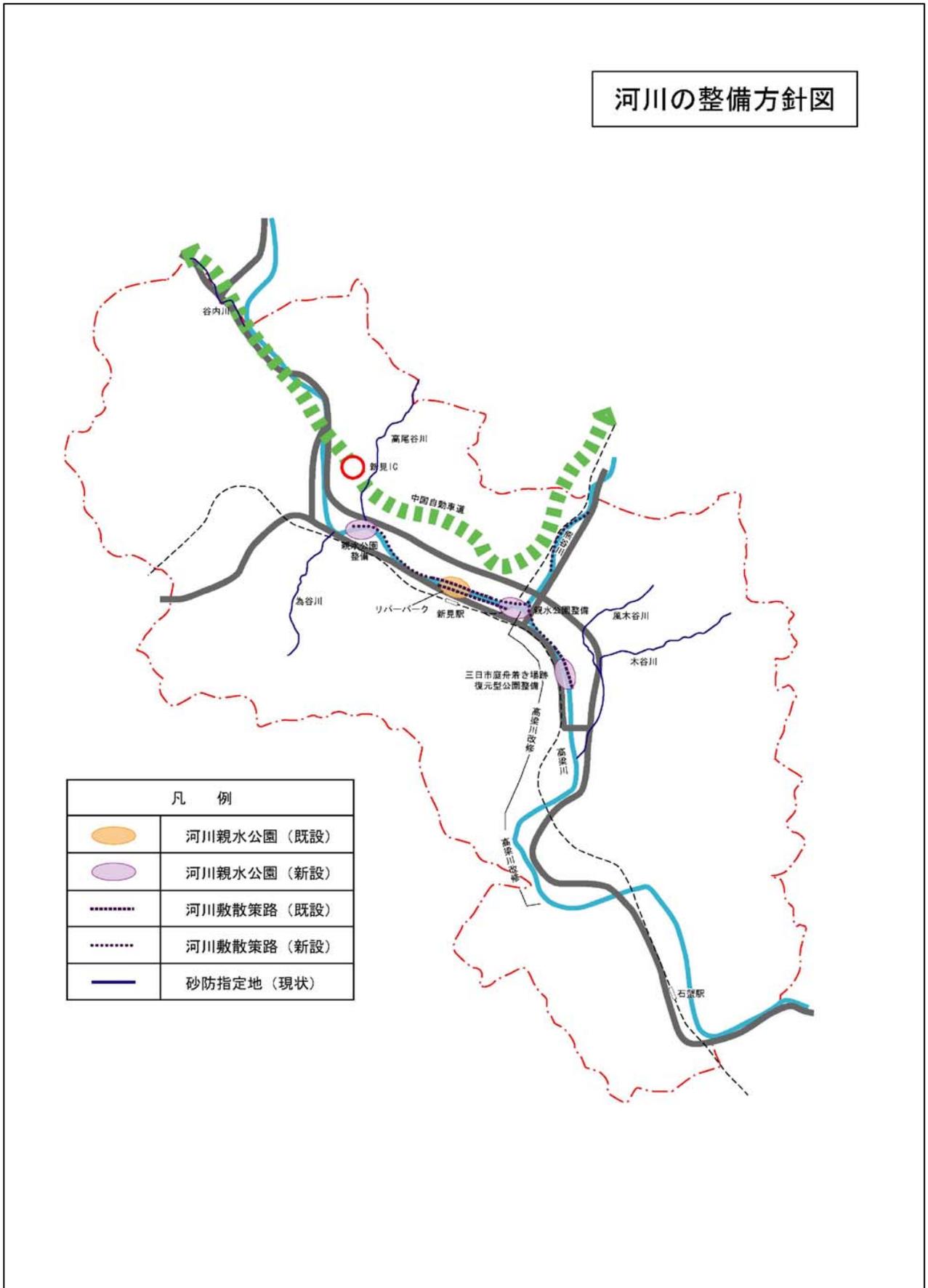


図 3-4-3 河川の整備方針図

(3) 下水道整備の基本的な考え方

下水道整備は、平成12年以降に急速な整備が進められてきており、平成22年度末の汚水処理施設整備率は79.1%と高い水準となっています。今後は、未供用開始区域について、計画的な整備を引き続き推進していきます。

(4) 下水道の整備方針

- ・未供用開始区域について計画的な整備をさらに推進します。
- ・雨水対策については、公共下水道の雨水計画に基づき、地域の実情を考慮して、緊急度に応じて既存の水路を利用して改良を進めます。

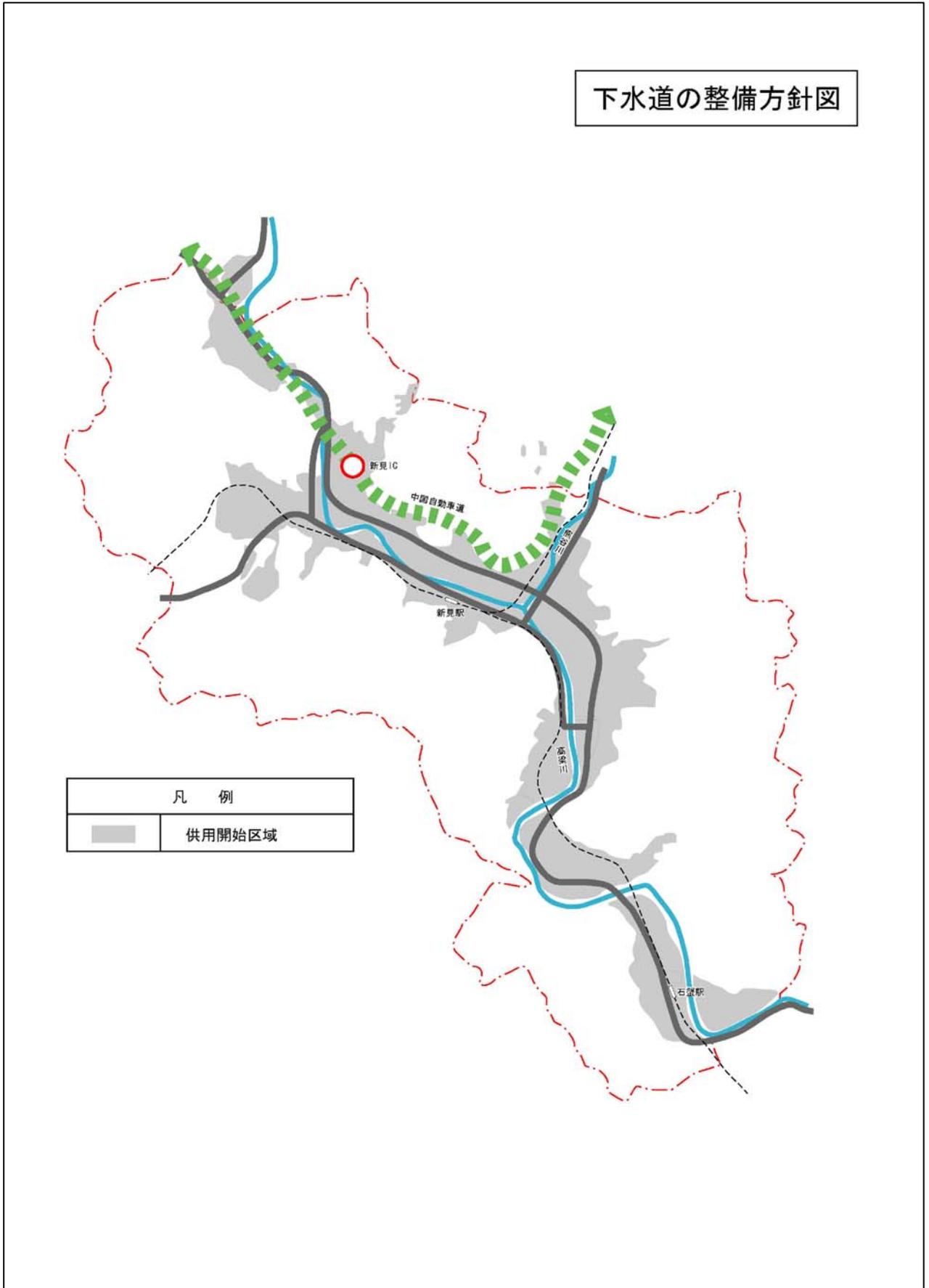


図 3-4-4 下水道の整備方針図

3-4-4. その他の都市施設の整備方針

(1) その他の都市施設整備の基本的な考え方

文化施設や交流・集会施設、スポーツ・レクリエーション施設、福祉施設、またはその他公益施設等の建設・整備を検討し、適切に配置します。

各施設の整備に際しては、高齢者・障害者等に十分配慮した利用しやすい整備に努めるとともに、特に防災の観点から施設整備・機能充実を図ります。

(2) その他の都市施設の整備方針

- ・クリーンセンターの適切な維持管理を図るとともに、ごみの分別収集、減量化、資源の有効利用を促進します。
- ・都市文化機能の集積を図るため、まなび広場にいみや新見美術館など既存の施設の充実・活用を進めます。
- ・墓園、市場など、その他の都市施設については、広域的な連携を図りつつ、必要に応じて計画的に整備します。

3-5 市街地整備の方針

(1) 市街地整備の基本的な考え方

新見市街地は、河川や緑地など豊かな自然に恵まれ、また中世及び近世の歴史的遺産が数多く残されているなど、新見市固有の都市アイデンティティを呈している。従って、その自然と歴史的遺産を総合的に活かした市街地の整備に積極的に取り組み、新見市らしい個性豊かな都市空間の形成を図ります。

また、交流人口の拡大に対応するため、魅力あるまちづくりをめざした総合的な面整備を積極的に進めるとともに、土地区画整理事業等により良好な市街地の形成を図っていきます。建物の不燃化、耐震化等の誘導により、防火性の高い市街地の形成を図ります。

(2) 市街地整備の方針

●土地区画整理事業

- ・金谷地区は、幹線道路等が未整備状況にあるので、実施可能な土地区画整理事業を検討し、関係地区住民の理解を得て、区域設定を検討していきます。道路、公園等の公共施設や公益施設等の整備を行うとともに、整然とした住宅用地の造成を図り、併せて用途地域の見直しも検討します。

●市街地再開発計画

- ・新見駅前地区の整備については、土地区画整理事業で基盤整備に取り組みましたが、新見市の玄関として重要な位置にあるので、土地の高度利用、商店街の活性化、良好な都市環境の形成、駐車場の整備、宿泊施設の整備など多機能拠点としての形成を図ります。整備手法としては、市街地再開発事業と土地区画整理事業との合併施行を検討し、基本計画に基づき、関係権利者の理解を得ながら整備を推進します。

●町並み整備

- ・江戸時代の町割りを現在も残している地域については、その復元により観光地としての活性を図るため、民家および公益施設等の外観を伝統的イメージに修景整備を進めます。
- ・風木谷川沿いでは景観の修復整備に取り組み、高梁川沿いには散策路の整備を検討して観光に結びつけ、整備区域内にある中央商店街の活性化を図ります。

●観光ルートの整備

- ・近世・御殿町の町並みや歴史的遺産等の多様な観光資源を楽しく見て回ることができるルートを設定し、魅力的な散策路の整備などを観光しやすくするための整備を検討します。

●河川の有効活用

- ・高梁川や熊谷川等の有効活用を進めるため、川沿いの歩行ルートや水と触れ合う親水空間等の整備を推進します。

●産業基盤の整備

- ・県営新見工業団地と中国自動車道インターチェンジとの道路沿道については、企業誘致推進を図るサポート機能の集積整備を検討します。
- ・既存の中小工場については、共同団地化を促進するため、建設適地の選定および整備を検討します。

●住工混在地区の住環境改善

- ・住環境の悪化がみられる住工混在地区について、良好な住環境への改善策を個別に検討します。

●環境共生都市（エコシティ）への取り組み

- ・環境負荷の軽減、自然との共生および豊かなアメニティをめざした環境共生都市（エコシティ）への取組として、再生可能エネルギーの積極的活用などにより、環境負荷の小さな都市システムに関する整備手法を検討し、具体的な実施に努めます。

3-6 宅地供給の方針

(1) 宅地供給の基本的な考え方

人口減少・少子高齢化が進行する現状を踏まえ、今後は、市街地部拡大ではなく、都市機能の集約化（コンパクト化）により環境にやさしく、子供や高齢者をはじめ、すべての市民が暮らしやすいまちづくりを進めていく必要があります。

このことを踏まえ、宅地については、若者への魅力の創出、障害者や高齢者などへの配慮をしながら、計画的に適切な供給を図っていかねばなりません。

また、市の住宅の耐震化率が約55%にとどまっていることから、さらに既存建築物の耐震化も促進していく必要があります。

(2) 宅地供給の方針

- ・市街地での宅地不足や住宅の狭小過密、老朽化といった住環境問題の改善を図り、良質な住宅ストックと快適な住環境の形成を図るため、地域の特性に合わせた住環境整備を進めていくとともに、本市の基幹課題である定住促進を図るため、きめ細かな土地区画整理事業などの面的整備により新規の宅地供給を推進します。
- ・良質な市営住宅等の公的住宅の建設や公的機関による分譲宅地の提供を進めて、定住を促進します。
- ・高齢者等が住み慣れた地域に安心して住み続けられるように、バリアフリー化した住宅の供給を推進し、住宅改造助成制度や住宅整備貸付制度の拡充の検討を行います。
- ・新規宅地の供給については、道路等の交通条件や公園・緑地、上下水道等の整備を含む総合的な整備の実施を図ります。
- ・既存の宅地については、揺れやすさなどの情報を適正に発信し、耐震化を促進していきます。

3-7 自然環境保全および都市景観形成の方針

(1) 自然環境保全および都市景観形成の基本的な考え方

自然環境については、高梁川を中心とした河川部や市街地を囲む山間部などの豊かな自然環境を活かす保全整備を進めるとともに、無秩序な開発の防止や高梁川水系の水質保全に努める必要があります。

市街地においては、高梁川・熊谷川の河川景観が新見市独自の都市景観形成の重要な要素となっており、すぐれた自然環境の保全と都市景観の形成とは一体的な関係にあるため、自然環境保全と都市環境全体のアメニティ向上を同時に図らなければなりません。

また、市民に対しては、広く環境保全に関する知識の普及を図り、自然環境と共生する地域づくりへの啓蒙を図る必要があります。

(2) 自然環境保全および都市景観形成の方針

●歴史的都市景観の形成方針

- ・都市の景観は、その都市の歴史、文化、伝統を反映しており、都市の個性や市民文化の特性などを総体として表しています。
- ・現在も江戸時代の町割を残している新見市の中心市街地はその典型であり、新見の歴史、文化、伝統をまさに物語る景観を有しています。これまでの流れを推進するとともに、整備区域の拡大および行政支援の拡充等の検討を行います。
- ・歴史的遺産については、現在不十分な整備状況にあるので、中世期のイメージも感じさせるような歴史的景観の整備にも配慮します。
- ・独自の家並み景観がみられる地区であれば、きめ細かな指定を行うなどして、その景観を保全し維持していく方策を検討します。

●景観保全地区・景観形成地区等

- ・市独自の自然景観および歴史的都市景観の保全または形成を図るため、景観保全地区、景観形成地区、景観誘導エリアの位置づけを検討します。

景観保全地区

- ・きわめて良好な景観が既に形成・維持されてきており、現状をそのまま継続する形で今後とも保全を図っていくべき地区です。
- ・江原八幡神社、甌穴河床、龍頭峡、西来寺、船川八幡宮について景観保全地区として位置づけます。

景観形成地区

- ・良好な景観が一部を除いて概ねまとまって現存しているところで、一部の修復整備等を行うことにより、きわめて良好な景観が連続して形成される地区であり、今後積極的な修復整備が望まれるとともに、良好な景観が壊されることがないように対策を立てるべき地区なので、今後の対応について検討していきます。

- ・新見の中心街に残る江戸時代の町並み景観について景観形成地区として位置づけます。

景観誘導エリア

- ・良好な景観を部分的に有しているエリアで、全体としてできる限り良好な景観の形成に努めるよう誘導していくべき範囲です。
- ・高梁川の新見駅前リバーパークから熊谷川合流地点まで沿岸一帯と新見の中心街整備区域一帯を誘導エリアとして位置づけます。

3-8 都市防災の方針

(1) 都市防災の基本的な考え方

住民アンケート結果によれば、災害時に「食糧備蓄やトイレの確保」「高齢者や障害者に対する対応」などに4割の人が不安を感じていることから、今後も国や県との施策連携を進めながら、防災対策や関連施設の充実、情報伝達体系の整備を図るなど、ソフト・ハード両面から安全・安心なまちづくりを進め、消防・防災・救急体制の強化を図っていきます。

(2) 都市防災の方針

●ラダー（梯子）型防災幹線ネットワーク

- ・市街地では、主要幹線道路・幹線道路を主に防災幹線道路として位置づけ、ラダー（梯子）型の防災幹線ネットワークを形成します。広幅員化を図るよう努めるとともに、沿道建物の耐震化、不燃化を進めます。
- ・併せて、災害時における住民の安全な避難を確保するため、避難路ネットワークの整備を検討します。

●水と緑の防災空間

- ・平常時には憩いとやすらぎの場を提供する水と緑のオープンスペースは、災害時には避難地や延焼防火帯として重要な役割を果たします。高梁川が中央を流れ熊谷川が合流する市街地では、河川において防災対策と併せた親水空間を維持します。さらに、公園の整備に際しては、市街地内では延焼抑制のための植栽をするなど防災的な配慮を施して整備を図ります。

●防災施設

- ・防災活動の中心的役割を担う新見市防災公園を活用するとともに、避難施設の耐震化、不燃化および備蓄倉庫等の整備など防災機能の向上を図ります。
- ・消防施設については、保有する車輛が多く、地域の消防団組織にもポンプ車等を配備していることから、計画的に車輛を更新していきます。
- ・緊急輸送路の整備やドクターヘリの基盤整備などを進め、市民の安全・安心な生活を確保します。

●防災体制

- ・新見市地域防災計画に基づき、国や県との施策連携を進めながら、消防・防災・救急体制の強化を図ります。

●防災性の高い安全な市街地の確保

- ・土地区画整理事業などの面的整備により道路、公園等の整備や良好な街区の形成を図るとともに、狭あい道路や木造住宅が密集する地区においては、消防活動困難区域の解消をはじめとした住環境を図り、防災性の高い安全な市街地の整備を進めていきます。

●災害に強いライフラインの確保

- ・市民生活や産業活動の基盤となる電気、ガス、水道、下水道等のライフラインについて

は、供給源・ライン等の耐震化、不燃化を促進するとともに、災害時の対処機能を充実するなど、災害に強いライフラインの形成を図ります。

●**治山・治水対策**

- ・山地災害の防止を図るため、治山事業の推進や保安林等の整備強化を図り、洪水による河川災害を防止するため、河川改修を促進します。

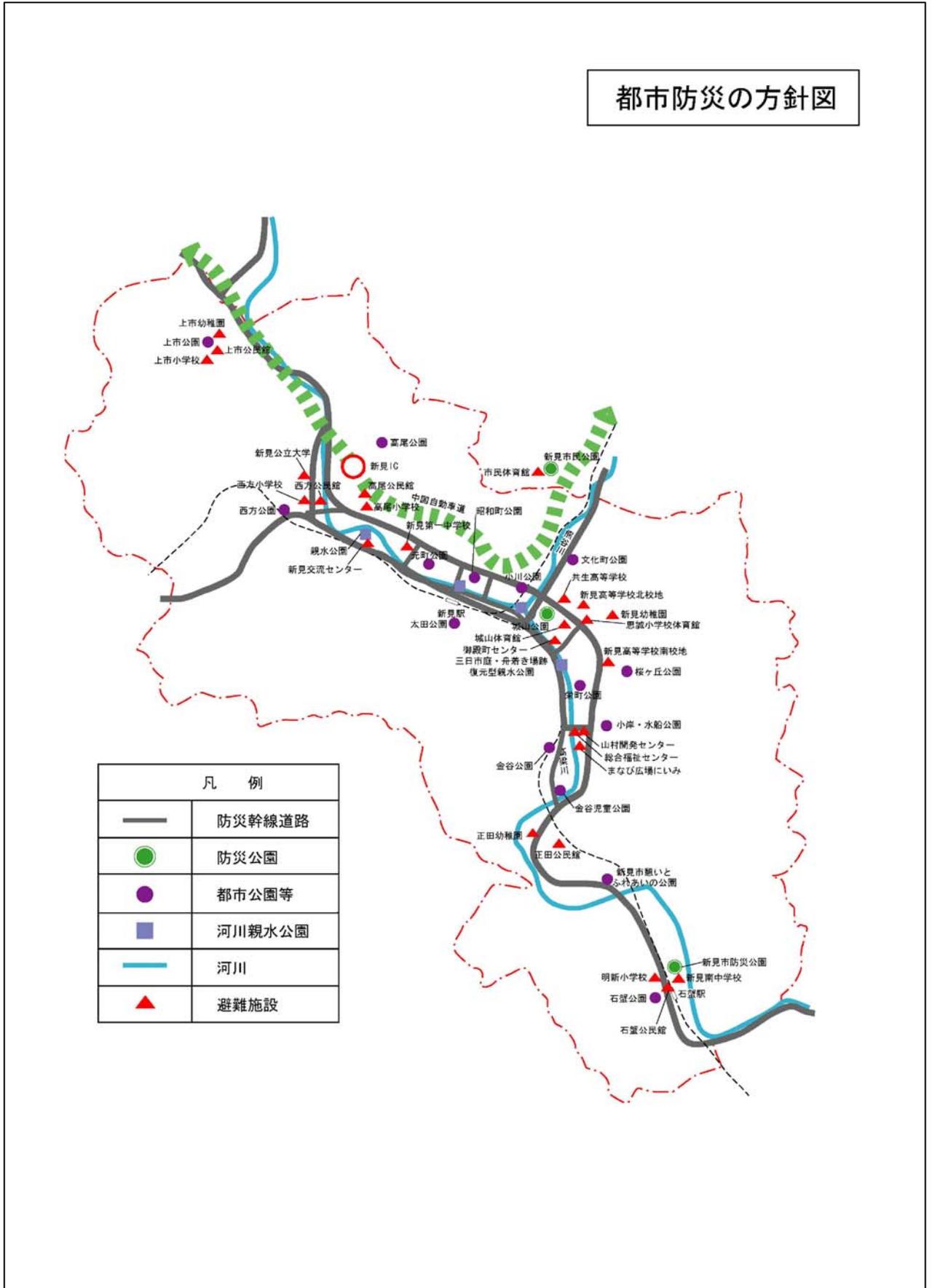


図 3-8-1 都市防災の方針図